

竹田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について【概要】

1 計画改定の背景と趣旨

竹田市では、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき策定された政府行動計画および大分県行動計画を踏まえ、「竹田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年11月に策定しました。

今回、新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症危機に対応できるよう、令和6年7月に政府行動計画、令和7年5月に大分県行動計画が改訂されました。

本市においても、感染症危機に備えた対策の一層の充実と実効性の確保を図るため、政府行動計画及び大分県行動計画に沿った内容で、令和8年6月に市行動計画を改定しました。

2 計画の目的

- 感染症危機に対応できる平時からの体制を整える
- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう取り組む

3 計画期間

感染症法等の計画の見直し等を踏まえ、おおむね6年ごとの改定が予定されています。

4 対策の実施に関する対策項目

①実施体制②情報収集・分析③情報提供・共有、リスクコミュニケーション④まん延防止⑤ワクチン⑥保健⑦物資⑧市民生活及び市民経済の安定の確保の8項目を市行動計画の対策項目としている。

具体的な取組について、各項目準備期・初動期・対応期の3つの項目に分けて記載している。

5 発生状況と対応シナリオ

対応シナリオ		国発生段階	状態	県発生段階	状態
準備期		未発生	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
初動期		海外発生期 (国内未発生)	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
		国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内未発生	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期		国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	病原体の性状に応じて対応する時期	国内感染期		県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
	ワクチンや治療薬より対応力が高まる時期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	終息	全数把握等は必要なく、定点把握などで発生動向の把握が可能な状態		

6 対策項目の取組の概要

対策項目			
対策項目	準備期	初動期	対策期
①実施体制	対策本部体制の整備、市行動計画の作成、見直し	市対策本部の設置、対策実施体制の強化	流行状況の変化に応じた柔軟かつ機動的な対策の強化
②情報収集・分析	国、県等の関係機関からの情報収集	情報収集・分析に基づくリスク評価、市民への情報提供・共有	リスク評価に基づく感染対策の柔軟な見直し
③情報提供・共有、リスクコミュニケーション	市民、事業所等への対策周知、啓発。コールセンターの設置準備	コールセンターの設置による双方向のコミュニケーション体制の整備	SNSやコールセンター等を通じたリスクコミュのケーション、偏見・差別、偽・誤情報への対応
④まん延防止	まん延防止対策への市民や事業所の理解促進	国からの要請によるまん延防止対策の準備	基本的な感染対策の徹底。事業者等へまん延防止等重点措置徹底の要請
⑤ワクチン	ワクチン接種に必要な資材の確保等の予防接種体制整備	接種会場や従事者の確保	特定接種、住民接種の実施
⑥保険	感染症対策物資、個人防護具の備蓄。定期的な美知己状況確認		県の実施する健康観察等の感染症対策業務への協力
⑦物資			
⑧市民生活及び市民経済の安定確保	対策の実施に必要な生活関連物資の備蓄。生活支援を必要とする者への支援等の準備。火葬体制の構築	一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備。	自殺対策、孤独孤立等の心身への影響に関する施策。生活支援を要する者への支援等。埋葬・火葬の特例。市民生活及び市民経済の安定に関する措置